

ケアハウスえんれい草 利用料金表（特定入所 1割負担者用）

R8/9/1 改訂

サービスの提供に要する費用	生活費	居住費 （※1）	本人負担 小計		介護費用1割負担額（1か月30日で計算）（※2）					居室に係る 水光熱費他 （※3）
			5月～9月	10月～4月	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
対象収入					546円/日	614円/日	685円/日	750円/日	820円/日	
150万円以下	10,000		93,664	101,914						
160万円以下	13,000		96,664	104,914						
170万円以下	16,000		99,664	107,914						
180万円以下	19,000		102,664	110,914						
190万円以下	22,000		105,664	113,914						
200万円以下	25,000	49,364	108,664	116,914	19,617/月	21,922/月	24,329/月	26,532/月	28,905/月	+
210万円以下	30,000	34,300	113,664	121,914						15,000
220万円以下	35,000		118,664	126,914						
230万円以下	40,000		123,664	131,914						
240万円以下	45,000		128,664	136,914						
240万円超	51,900		135,564	143,814						

※1) 10月～4月までは暖房費として毎月8,250円が居住費に加算されます。

※2) 科学的介護推進体制加算（40円/月）・生産性向上推進体制加算Ⅱ（10円/月）・サービス提供体制強化加算Ⅰ（22円/日）・夜間看護体制加算（Ⅱ）（9円/日）・介護職員等処遇改善加算Ⅲ（13%/月）を含みます。

その他に口腔栄養スクリーニング加算が入所時、6ヵ月に1回（20円/月）が加算されます。（算定月…入所月・6月・12月）（入所月以降は6ヵ月経過後の算定月）

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から退院・退所され、えんれい草に入居された方が入居から30日に限り（30円/日）が加算されます。

入居後30日を超える病院や診療所への入院は退院後から30日に限り（30円/日）が加算されます。

医療機関へ退居する入居者へ退居後の心身の状況、生活歴等を示す書類を提供した場合に退居時情報提供加算として（250円）が加算されます。

※3) 居室で使用する水道・電気・ゴミ処分費用・町内会費を指し、一律料金となります。

○その他利用料金

衛生費（マットレス、布団カバー、枕、枕カバー、シーツの洗濯管理費用）	150円/日
日常生活品費（シャンプー・リンス・ボディソープ・フェイスタオル・バスタオル・おしぼり等）	215円/日
受診等職員付添費	無料
協力医療機関	
その他医療機関等	1,000円/30分
医療保険適用外自費検査料（感染症等）	実費
買い物代行費	1,100円/回
金銭管理費	110円/日
レクリエーション費	55円/回
客膳費（ご家族等への食事提供費用）	700円/一食
寝具使用料（ご家族等が宿泊し、施設の寝具を使用される場合）	484円/一泊
オムツ代・消耗品等	実費
行事・趣味材料費（新年会、敬老会、クリスマス会など各種施設内行事）	実費
洗濯乾燥機使用料	無料
マッサージ機使用料	無料
電話・インターネット接続費及び使用料	実費

※サービスの提供に要する費用について

ご夫婦で入所する場合は、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれの対象収入とします。

その結果、それぞれの対象収入が150万円以下に該当する場合は、上記表の金額から30%減額した額をお一人ずつからの徴収額とします。